（宗教法人行政室）

第八十五条　宗務課に、宗教法人行政室を置く。

2　宗教法人行政室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　宗教法人に対する報告及び質問（宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第七十八条の二第一項に規定する報告及び質問をいう。）並びに宗教法人についての解散命令の請求（同法第八十一条第一項の規定による請求をいう。）に関すること。

二　宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に係る争訟に関すること。

三　都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言（第一号に係るものに限る。）を行うこと。

四　宗教法人審議会の庶務に関すること。

3　宗教法人行政室に、室長及び訟務専門官一人を置く。

4　訟務専門官は、宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に係る争訟に関する専門的事項についての処理に当たる。

附　則

［条を削る。］

第五条～第九条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は令和六年十月一日から施行する。

○文部科学省令第十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員）			（本省及び各外局別の定員）		
第一条　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			**第一条**　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区　分	定　員	備　考	区　分	定　員	備　考
本　省	一、八〇一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	本　省	一、七五二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

9　第一項の日本語教育調査官は、外国人に対する日本語教育に関する調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局、地域日本語教育推進室及び日本語教育推進室並びに日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

10　日本語教師養成専門官は、日本語教師の養成及び研修に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

11　日本語教育評価専門官は、日本語教育の評価に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

第八十五条　削除

附　則

（高等教育局私学部私学行政課私学共済室情報連携推進専門官の設置期間の特例）

第五条　第四十二条第三項の情報連携推進専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

第六条～第十条　［同上］